

## 書面の電子交付等に関する承諾書

電子交付とは、金融商品取引業者からお客様へ交付が義務づけられている各種書面を、紙に代えてWEBサイトなどの電子的な方法により交付することです。各種報告書、目論見書等が過去の書面も含めて、常時お客様の会員画面上で閲覧できます。お客様の会員画面上よりPDFファイルで提供され、改ざんができないように保護されています。

\*\*\*\*\*

私は以下の内容を確認した上で書面の交付、同意の記録が電磁的方法でなされること(以下「電子交付等」)を承諾します。

1. 対象書面 電子交付等の対象となる書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、金融商品取引業協会関係諸規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、松井証券株式会社(以下、「当社」)が所定の方法で通知する以下のものになります。

- ・取引残高報告書
- ・取引報告書
- ・担保同意書(再担保同意明細書)
- ・目論見書
- ・運用報告書
- ・信用取引配当処理計算書
- ・信用取引配当金調整報告書
- ・信用取引権利処理計算書
- ・外国証券内容説明書
- ・消費寄託契約書
- ・外国証券取引口座約款
- ・外貨建MMF累積投資約款

2. 電子交付等の種類 当社が行う書面の電子交付等とは、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるWEBサイト内の認証が必要とされる特定のページ等(以下「当社顧客ページ」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第五十六条第1項1号ハ)、および当社顧客ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、同意に関する事項を記録する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第六十条第1項1号ロ)により行われます。

3. 電子交付等の方式 電子交付等を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。

\* 郵送交付への変更は随時可能です。

4. 免責 法令の変更、監督官庁の指示、もしくはその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けることを承諾します。

以上

平成20年5月